

「異議申し立ての理由」の書き方

国交省は 3/28 に外環に対して大深度地下の使用認可を官報に告示した。
使用認可がされる為には 大深度法・第 16 条各号の要件を全て満たすことが必要である。
特に重要なのは第 3 号…大深度地下を使用する際には「公益上の必要が有る事」
第 5 号…事業計画が大深度法の「基本方針に適合するものである事」
この 2 点のいずれかを満足していない事項を、「異議申し立て」理由として提出します。

- 別紙「」の中の 5 項にある「異議の申し立ての理由」の記載については下記に 主なサンプル例を挙げておきました。ご自分の思いに近いものを選び 参考にして最終的には 御自分の言葉でご意見を書いて下さい。
- 「異議申立書」7 項の口頭陳述は、申立て後に日時、場所が決まります。参加ご希望の方は、申し出るを○で囲ってください。

「異議申し立ての理由」の記入例サンプル

- 例 1 これまで説明会、オープンハウスが開催されて、多くの質問が出された。しかし 納得のいく答えが全く提示されていない。住宅街の地下 40 m 以深に延長 1.6 km にわたって直径 1.6 m のトンネルを 2 本掘る、未体験の大工事である。大深度法・基本方針にあるように、説明は十分に行わなければならないのに 説明責任を果たしていない。
- 例 2 成熟した住宅街の地下に巨大トンネルを掘るのは、地上への影響を考えれば危険が大きすぎる。アセス実施の上、環境影響は軽微としているが そのアセスの調査方法自体に問題があると訴えているのである。住民の指摘に耳を貸さず アセスの結果をそのまま鵜呑みにし 大深度法の基本方針にある環境保全のための措置がなされていない。
- 例 3 得られる公共の利益の根拠となる費用便益の計算根拠データが開示されていない。費用便益には、道路建設によるマイナス効果（大気汚染、騒音などの対策費、景観への影響など）が算定されておらず、正確な計算とは言えない。従って公益上の必要性が有るとはとても思えない。よって公共の利益は相当程度 存するとの判断はおかしい。
- 例 4 首都圏の慢性的渋滞の緩和に役立つとしているが、2007 年以降、中央環状、圏央道の部分供用開始があつたにもかかわらず、首都高速道路の通過交通量は減っていないことが明らかになっており（首都高速道路株式会社資料）、通過交通のバイパス効果は信用できない。にも拘わらず 公共の利益は相当程度 存するとの判断はおかしい。
- 例 5 人口減少、少子高齢化、非正規雇用の増加傾向は、自動車保有、免許保有の将来的な減少も同時に示しており、道路そのものの必要性が既に低下している。新規道路の建設は、もはや必要ない。にも拘わらず 公共の利益は相当程度 存するとの判断はおかしい。
- 例 6 失われる利益に関しては、深層地下水に影響がほとんどないとしているが、その根拠データが全く示されておらず、信頼性に欠けている。また、流動保全工法の信頼性を示す実証的なデータを求めているが、いまだに明らかにされていない。にも拘らず環境影響を出来る限り回避又は低減できると評価しているのはおかしい。
- 例 7 大気質に関しては、ブルームパフに拘泥して地形変化の多い市街地での予測にふさわしい結果を得られていない。また、PM2.5 への対応が全く考慮されていない。直ちに対応すべきところだが計画すらない。それなのに基本方針のうちの環境保全のための措置に配慮していると認めることはおかしい。